

後期高齢者医療 保険料率が決定

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額・所得割率）は2年ごとに見直します。

「子ども・子育て支援（納付金分）」の新設

子ども・子育て世帯を社会全体で支えるため、「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

後期高齢者医療制度の保険料には、令和8年度から、新たに子ども・子育て支援（納付）金分が加わります。

兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

医療分	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8・9年度	58,427円	10.77%	85万円
令和6・7年度	52,791円	11.24%	80万円

子ども分	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8年度	1,351円	0.24%	2.1万円

※「子ども・子育て支援（納付）金分」を「子ども分」と表記しています。子ども分の保険料率は、令和8年度から令和10年度にかけて毎年度見直しされます。

保険料の計算方法

年間の保険料は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して計算します。

【医療分】

均等割額 5万8427円

所得割額 (総所得金額等143万円) × 所得割率10.77%

保険料額(年額) 上限85万円

【子ども分】

均等割額 1351円

所得割額 (総所得金額等143万円) × 所得割率0.24%

保険料額(年額) 上限2.1万円

※総所得金額等とは、収入額から公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費を差し引いた金額です。ただし、社会保険料控除、扶養控除などの所得控除額は含みません。

国民健康保険税の改正

「子ども・子育て支援金制度」の新設

少子化対策を社会全体で支えるため、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が保険税に加わります。お預かりした支援金は、国を通じて子育て世帯の支援に役立てられます。

課税限度額の引き上げ

高齢化による医療費の増加を背景に、中間所得層の負担を抑えるため、課税限度額を引き上げました。

「子ども・子育て支援納付金」の税率・税額

所得割率（所得に応じた負担）	0.29%
均等割額（1人あたりの負担）	1,300円※
均等割額（18歳以上の被保険者）	100円
平等割額（1世帯あたりの負担）	900円

※子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の方。高校生年代）については、均等割額が全額軽減されます。

課税限度額

基礎課税額（医療）分	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円
介護納付金分	17万円
子ども・子育て支援納付金分	3万円
合計	113万円

軽減判定基準額

5割軽減	所得が43万円+31万円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の人数-1）
2割軽減	所得が43万円+57万円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の人数-1）

- 所得割額：加入者の前年の所得に応じて計算される額
- 均等割額：加入者1人あたりにかかる額
- 平等割額：1世帯あたりにかかる額
- 課税限度額：各区分の税額の上限
- 給与所得者等：一定の給与収入、または公的年金等を受給している方

保険料額の通知について
個人ごとの保険料額は7月下旬頃に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

所得が低い方の軽減

世帯主と世帯内の被保険者の令和7年中の総所得金額等が一定額以下の世帯は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者全員+世帯主）が次の基準額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額（年額）
基礎控除額（43万円）+10万円×（年金・給与所得者数-1）	7.2割	医療分 16,359円
	7割	子ども分 405円
基礎控除額（43万円）+31万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）	5割	医療分 29,213円
		子ども分 675円
基礎控除額（43万円）+57万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）	2割	医療分 46,741円
		子ども分 1,080円

※65歳以上の公的年金受給者は、年金所得の範囲内で最大15万円を控除して軽減判定します。
※医療分の7割軽減対象者は、令和8・9年度のみ特例措置により7.2割軽減となります（子ども分にはこの特例措置はありません）。

被扶養者であった方の軽減

制度加入の前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となつてから2年間は均等割額が5割軽減されます。この場合の年額は、医療分2万9213円、子ども分675円となります。

※国民健康保険、国民健康保険組合に加入していた方は対象外です。

※世帯の所得が低い方の軽減にも該当する場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

問合せ先 兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター）
☎078・326・2021
国保医療課 ☎8796

児童手当の現況届について

児童の養育状況が変わらない場合は、現況届の提出は不要ですが、次の方は提出が必要です。対象者には案内を送付します。

●現況届の提出が必要な方

- 離婚協議中で、配偶者と別居している方
- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- 法人である未成年後見人、施設・

「付加年金」で将来の年金額を増やせます

国民年金の定額保険料（月額1万7920円）に加えて付加保険料（月額400円）を納付すると、老齢基礎年金に「付加年金」が上乗せされます。2年以上受け取ると支払った保険料以上の付加年金を受給できます。

●付加年金額 「200円×付加保険料納付月数」

【例】付加保険料を10年（120月）保険料4万8千円）納めた場合、200円×120月＝2万4千円（年間受給額）が老齢基礎年金額にプラスされます。

●納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者（産前産後免除期間も納付可能）
- ・任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）

※申出月からの加入となり、遡って加入はできません。

※ご状況により加入できない場合があります。詳細は日本年金機構ホームページでご確認ください。

問合せ先 市民課 ☎8722
加古川年金事務所 ☎079・427・4740

広告

広告

広告

広告